

「調剤報酬実務必携 平成 30 年 4 月版」(2018 年 3 月発行)に以下の誤りがございました。深くお詫びするとともにここに訂正いたします。(2018 年 6 月現在)

| 修正箇所 (ページ数) | 1 刷 | 2 刷 | |
|-------------------------|--|--|---|
| 表紙裏 (表下から 5 行目) | 2 回目以降の調剤時 | 調剤時 | |
| P28 下から 4~5 行目 | 若しくは様式第 2 号の 2 | 黒字⇒赤字 | |
| P30 「…明細書の発行について」の掲示 | …発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。 | 削除 | |
| P34 (図参照) | ⇒薬局内 | 削除 | |
| | 医薬品医療機器等施行規則 15 条の 15、16 関係 別表 1 の 2 | ● 医薬品医療機器等施行規則 15 条の 15 関係 ⇒薬局内 | |
| | 表内「9. 薬剤師不在時間に係る事項」 | 削除 | |
| | ※「薬剤師不在時間に係る事項」は薬局内、外側に掲示する | ● 医薬品医療機器等施行規則 15 条の 16 関係 薬剤師不在時間に係る事項⇒薬局内、外側に掲示する | |
| P42 | 上から 9 行目 | (次のすべてを満たす保険薬局) | (次のすべてを満たすこと) |
| | 上から 19 行目 | ※文追加のため、P42 の文章を簡潔にしています。図参照 | ◇集中率を計算する際には、薬局勤務者（常勤、非常勤、役員を含む）とその家族の処方箋は除外することになりました。 |
| | 上から 20 行目 | されません。 | 削除 |
| | 上から 24 行目 | ③かかりつけ薬局の基本的な機能に係る業務を 1 年間算定していない。 (ただし処方箋受け回数 600 回以下/月は、除外) | ③薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的業務を 1 年間算定していない (受付回数が月 600 回以下の薬局を除く) |
| | 下から 5 行目 | 麻薬指導加算 | 麻薬管理指導加算 |
| P44 | 囲み内 | ③医師の指示による分割調剤 (2 回目以降の調剤時) | ③医師の指示による分割調剤 (調剤時) |
| | 下から 2 行目 | <input type="checkbox"/> 処方箋に「_分割の_枚目」と記載されてきます | <input type="checkbox"/> 分割指示処方箋に基づき、患者の同意の下、分割調剤を行います |
| P45 | 上から 1 行目 | 情報提供を行うとともに、情報提供した内容を薬歴 | 情報提供を行い、その内容を薬歴に記載します (服薬情報等提供料 1 を算定可) |
| | 上から 2 行目 | <input type="checkbox"/> 2 回目以降の調剤時：調剤基本料及びその加算、調剤料及びその加算並びに薬学管理料について、所定点数を分割回数で除した点数を 1 分割調剤につき算定できます | <input type="checkbox"/> 調剤基本料及びその加算、調剤料及びその加算並びに薬学管理料について、分割調剤を実施しない場合に算定する点数を合算し、分割回数で除した点数を調剤時に算定します |
| P46 上から 15 行目 | <input type="checkbox"/> 在宅業務実施体制に係る周知 | <input type="checkbox"/> 24 時間調剤及び在宅業務実施体制に係る周知 | |